

InsurTechで提供される 新しい保険サービス

2019年12月25日

関東財務局長（少額短期保険業）第87号

justInCase



justInCaseのご紹介



自己紹介



畑 加寿也 CEO, Co-founder



保険数理 × 投資銀行のスピード

15年、一貫して保険の商品設計に携わってきた、保険数理のエキスパート。
保険数理コンサルティング会社Millimanで保険数理に関するコンサルティングに従事後、国内外の投資銀行や再保険会社から、商品開発・リスク管理・ALM等のサービスを保険会社向けに提供。

プログラミング: VBA / Swift / Python / Ruby. 日本アクチュアリー会正会員。
米国アクチュアリー会準会員。フィンテック協会理事。ワインエキスパート。京都大学理学部卒(2004)



これまでの実績と今後の取引予定

第一生命

- Web App 「Snap Insurance」に保険APIを提供
- 1日レジャー・ケガ保険
- 2019年8月に販売開始



- ライフネット生命との業務提携契約を締結
- 2019年11月に発表



- 国内初、P2P保険のサンドボックス認定を取得
- 2020年にリリース予定



大手損保会社

- 協業契約
- 保険APIやUXデザインを提供
- 2020年にリリース予定



WEBサービス 事業会社

- 国内初、金融庁から商品認可を取得
- 協業プラットフォーム
- 2020年にリリース予定



ヘルスケア 事業会社

- パートナーのデータに基づき健康増進保険
- 保険APIを提供
- 2020年にリリース予定

P2P保険の詳細



「P2Pわりかん」保険（サンドボックス認定を取得）

特徴

- 通称P2P保険と呼ばれ、保険契約同士がリスクをシェアし、もしものことが起きた際に、助け合う仕組み
- がん診断時に一時金
- IT技術を活用した助け合い実現により、既存の保険料より低価格可能



従来の保険より優れる点

利益相反の解消

- 保険会社の利益 = 契約者の利益となる、利害が一致

透明性増大

- 自分の支払った（事後）保険料が誰にどう使われたかが明確に

ブルーオーシャン商品

- 契約同士にリスクを転嫁することで、開発困難だった保険商品開発が可能に

P2P保険の概要

- 全てのお客様に「安心」と「感動」を届け、お客様に寄り添う新しい保険の仕組み
- サンドボックス認定を取得し、正式に日本初となるP2P保険を実証
- 保険の原点
 - ◆ 「みんなでリスクを分担して、有事の際に助け合う」
 - ◆ P2P保険は、無尽（むじん）・頼母子講（たのもしこう）をテクノロジーの力で現代に蘇らせたもの
- 新しい価値
 - ◆ 入りっぱなしの保険ではなく、常に「社会に貢献する」という価値を提供し続ける保険
 - ◆ 一人だけの保険ではなく「みんなのためのたすけあい保険」
- 透明性
 - ◆ 「今月の保険料は先月〇〇がんに診断された〇〇地域出身の〇〇歳女性の保険金として使われた」と明確にわかる構造
 - ◆ お客様は保険金請求書類を確認できる仕組み

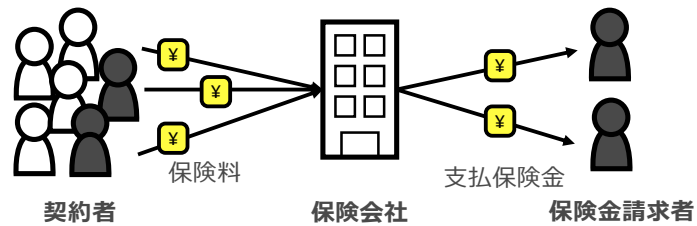


P2P保険と従来の保険の違い

従来の保険

保険会社側には
支払保険金を減らす誘引がある

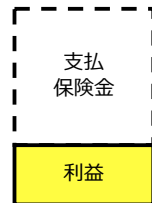
利益相反



保険料を受領した時点で、保険会社の利益上限が決定



事業費、支払保険金が増えれば、利益減少



P2P保険

利益相反の解消

- 保険会社の利益 = 契約者の利益となる、利害が一致

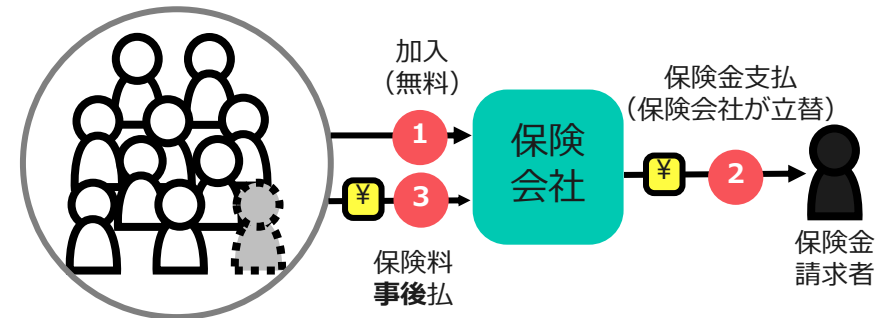
透明性増大、 助け合い関係を推進

- 保険金請求詳細を閲覧可能
- 実際に自分の支払った保険料が誰にどう使われたかが明確に

ブルーオーシャン商品

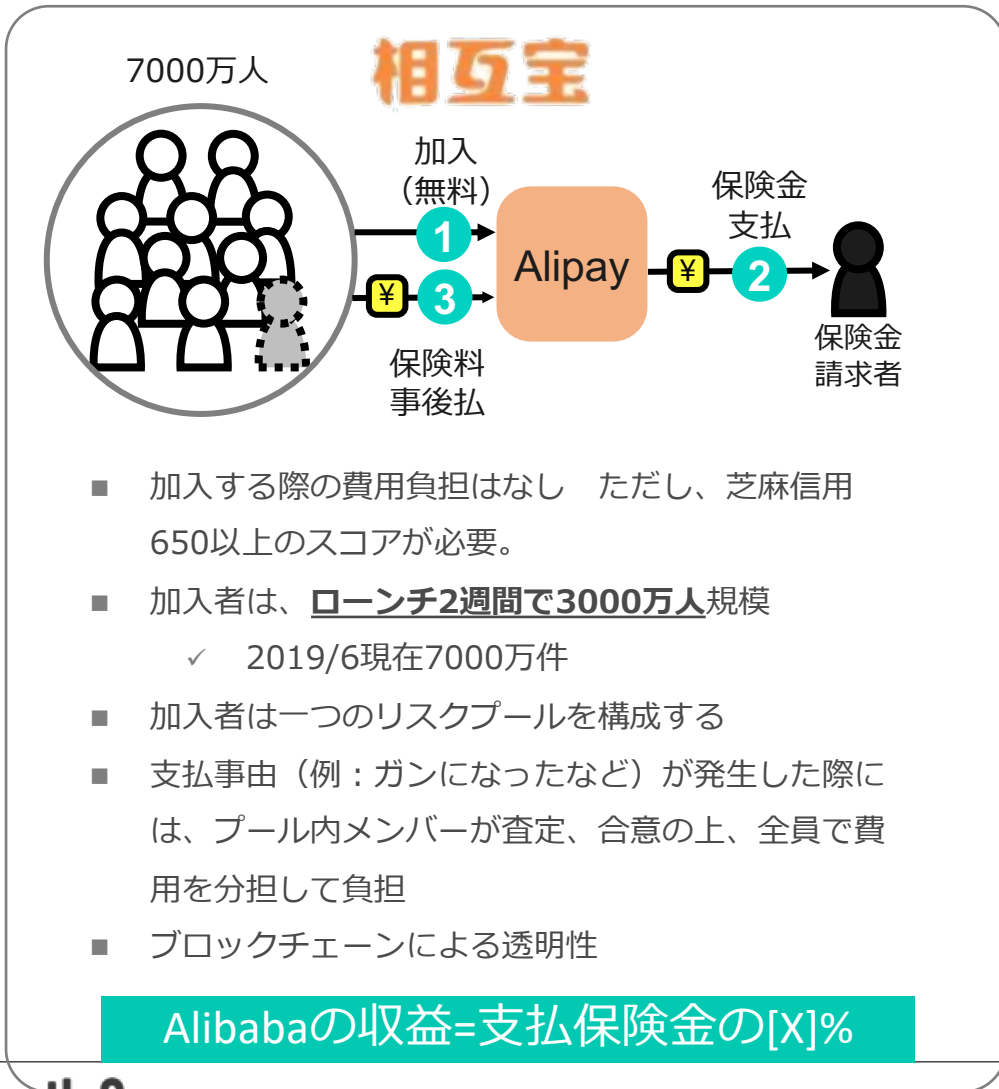
- 保険会社のとるリスクは限定的となるため、これまでは開発困難だった商品開発が可能

契約同士



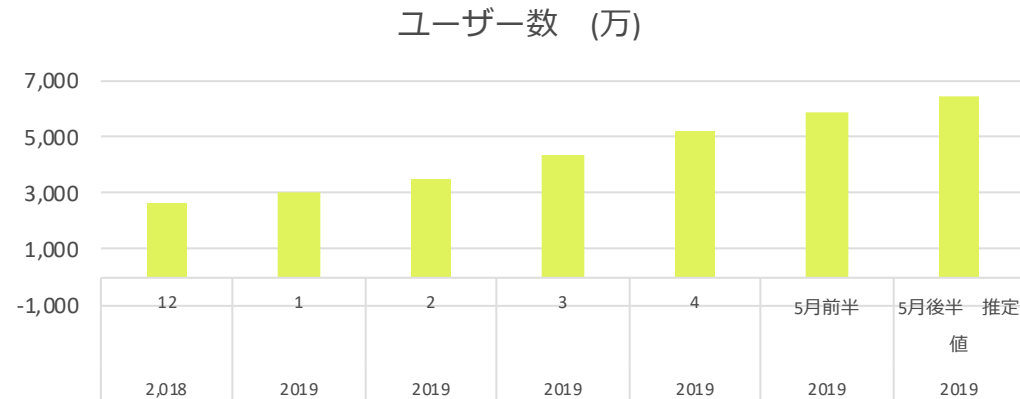
P2P保険の中国事例と特徴・拡張性

- P2P保険は保険業界を完全に革新するポテンシャルを秘めています

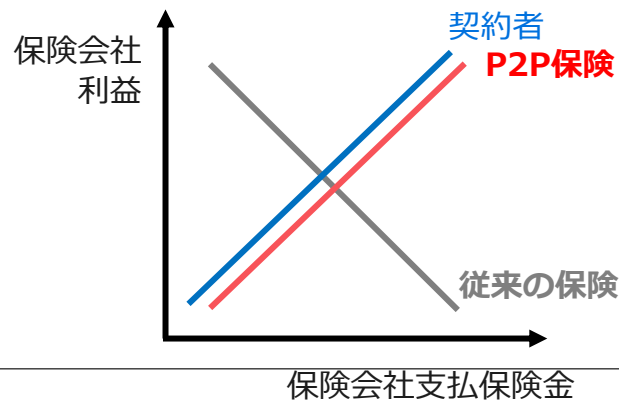


相互宝の契約者数は、発売後半年で既に5000万人を突破

- 2018年10月ローンチ後3日で700万人突破
- 2年間で3億人を目指す計画



保険会社と契約者の利害が一致



保険金請求明細が閲覧可能



P2P保険の中国事例と特徴・拡張性

保険金請求に必要な書類

提出した書類

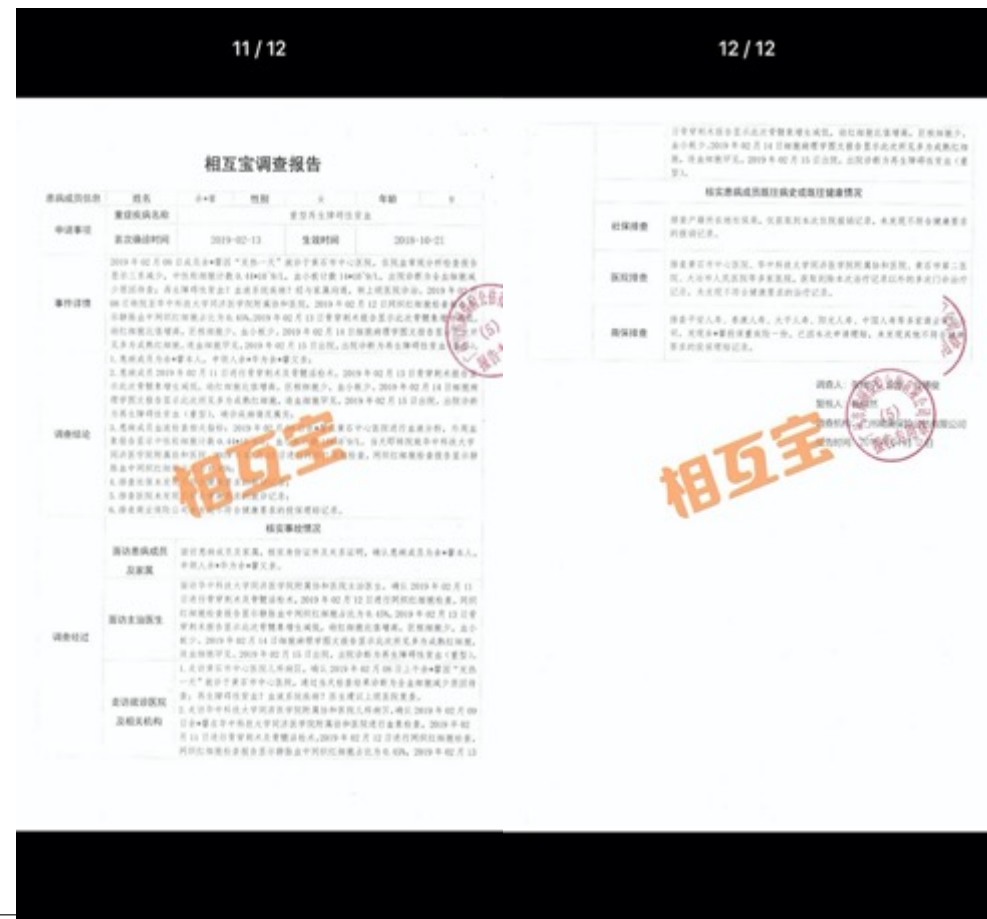
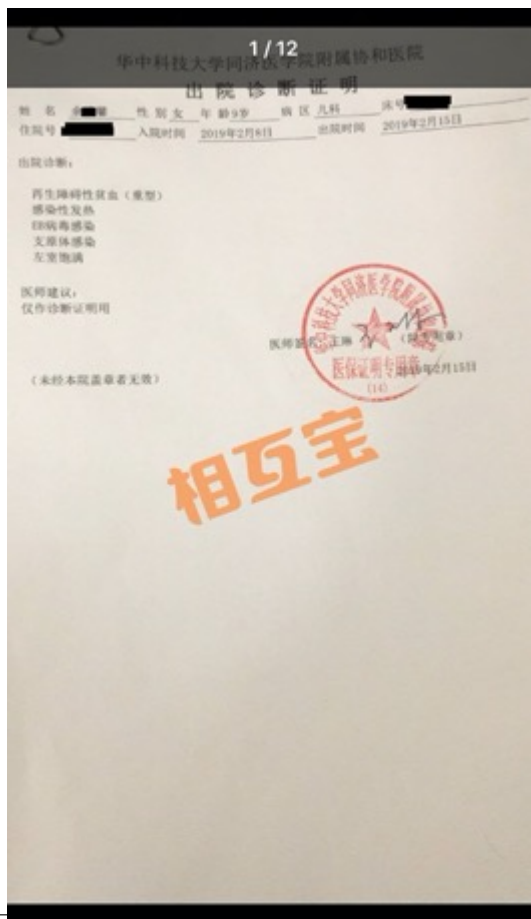


(1) 診断証明...

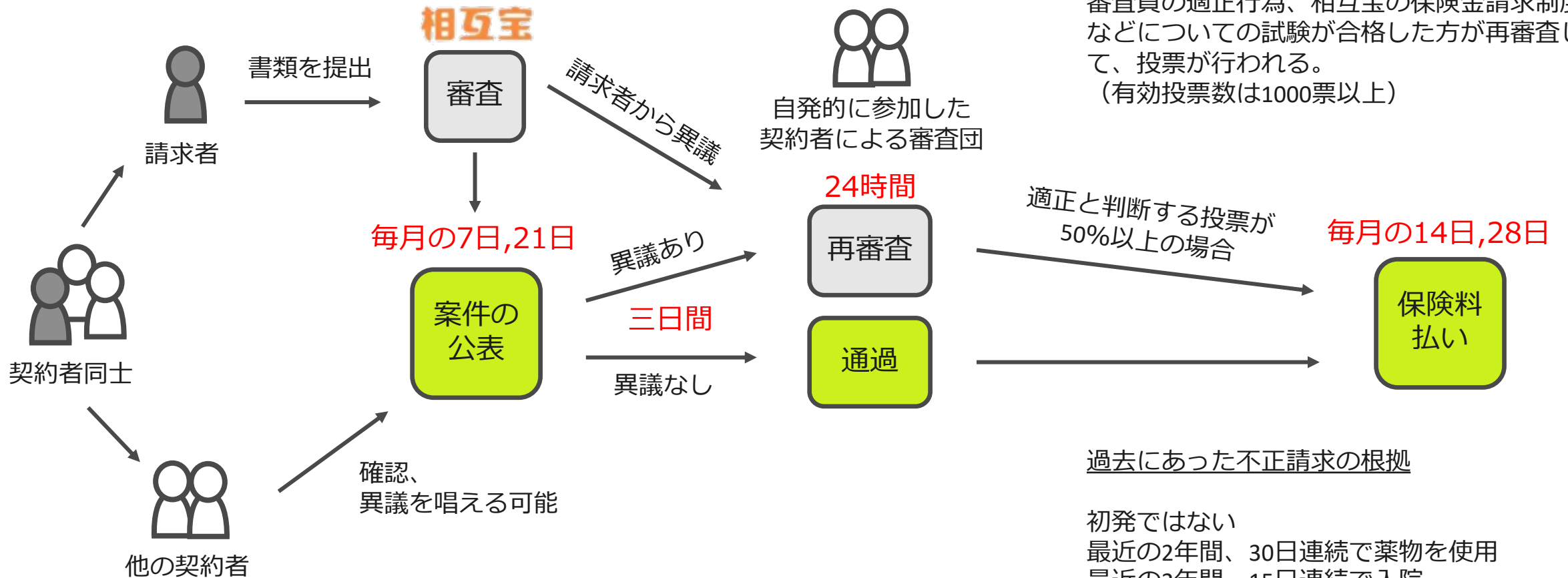
(12) 調査レポート



相关材料



保険請求から保険料払いまでの流れ



審査制度について (2019年2月末から)

案件の内容に異議があれば、契約者の中から、審査員の適正行為、相互宝の保険金請求制度などについての試験が合格した方が再審査して、投票が行われる。
(有効投票数は1000票以上)

過去にあった不正請求の根拠

- 初発ではない
- 最近の2年間、30日連続で薬物を使用
- 最近の2年間、15日連続で入院
- 他の健康状態の告知義務違反

出所：中国のメディア報道より作成

ODRのP2P保険への活用

*:少額短期保険協会を指定紛争機関としています

16.指定紛争解決機関

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL: [0120-82-1144](tel:0120-82-1144)

FAX: 03-3297-0755

受付時間: 9:00～12:00、13:00～17:00

受付日: 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

17.お客様に関する情報の取扱いについて

当社は、本保険契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本保険契約の管理・履行、適正な保険金等の支払い、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内や提供、アンケート等の目的の達成に必要な範囲内において利用します。当社は、法令に基づく場合、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。詳細は当社ウェブサイト

(<https://justincase.jp/>) をご覧ください。

当社連絡先

cs@justincase.jp

[Line](#)

- 今後、前述の中国事例のように、保険金支払の事務にユーザーの投票が導入されるようなスキームをする場合、オーガナイザーであるアリババやjustInCaseを通すとはいえ、c2cでの問い合わせが発生することが考えられる
- また少額保険全般にいえることであるが、そもそもの保険金額が小さいため、紛争にコストを使うことが困難
- 保険特有の事情として、健康状態などのセンシティブ情報を含むため、しかるべき第三者機関が必要になる点もある